

意見発表者1 (会場②常陸河川国道事務所)

意見の概要

設ケ浦導水事業は、那珂川の自然環境や流域の住民生活に重大な悪影響を及ぼすおそれが極めて高いため、事業を進めるべきではない。
そもそも河川や湖沼の浄化は、それぞれの流域で行うことが基本であり、異なる流域の水を行き来すれば、生態系に異変を起こしてしまう。
桜川・千波湖の浄化に関して、柳堤堰（ラバーダム）の運用、下水道整備の促進や渡里揚水機場の本格的な利用について検討報告書案では言及されていない。
汚染の原因を取り除くことを追求しないで、安易に導水による「希釈」に頼ろうとするのは、真の問題解決にならない。
また、那珂川取水口建設予定地は、湖の満ち引きが影響する場所にあるため、すぐ上流の水戸市上水道の取水口に設ケ浦から導水された水が入るおそれが否定できない。その対策となれば、莫大な費用がかかるであろう。

※横書きで、400文字以内で記載して下さい。